

国立研究開発法人国立がん研究センター  
全国がん登録情報提供等審議委員会委員名簿

	委員名	所属・役職 ○印 厚生科学審議会がん登録部会委員
1	アマノ シンスケ 天野 慎介	一般社団法人グループ・ネクサス・ジャパン理事長 ○
2	アルガ エツコ 有賀 悦子	帝京大学医学部緩和医療学講座教授 ○
3	ウエダ リュウゾウ 上田 龍三	愛知医科大学腫瘍免疫寄附講座教授
4	スギヤマ シゲオ 杉山 茂夫	杉山デンタルクリニック院長 ○
5	ソブエ トモタカ 祖父江 友孝	大阪大学大学院医学系研究科教授 ○
6	タカノ ナオヒサ 高野 直久	公益社団法人日本歯科医師会常務理事
7	トモオカ フミト 友岡 史仁	日本大学法学部教授 ○
8	ニシダ トシロウ 西田 俊朗	国立がん研究センター中央病院病院長
9	ハトリ ユタカ 羽鳥 裕	公益社団法人日本医師会常任理事 ○
10	モウエ ユウコ 馬上 祐子	小児脳腫瘍の会代表

(50 音順 敬称略)

匿名化が行われた全国がん登録情報の提供等の申出一覧  
(2018年12月14日 第1回審議委員会審議分)

申出者	所属機関	申出の種類	利用目的等	備考
中釜 齊	国立がん研究センター	匿名化 法律第21条 第7項	2016年全国がん 罹患報告作成の ための特定匿名 化情報の整備の ため	2018年匿名化 申出第1号
東 尚弘	国立がん研究センター	提供 法律第17条 第1項	2016年全国がん 罹患報告作成の ため	2018年提供申 出第1号 [A2018- 0001]



## 第1回全国がん登録情報提供等審議委員会 審議事項1について

国立研究開発法人国立がん研究センター  
がん対策情報センターがん登録センター

### 2018年提供申出第1号について

2

- がん登録等の推進に関する法律（以下「法律」という。）第17条第1項第2号該当の者（※）による特定匿名化情報の提供申出である。

※国立研究開発法人国立がん研究センター

- 法律第17条第1項では、厚生労働大臣が自ら利用又は提供することができる情報は、全国がん登録情報又は特定匿名化情報とされている。

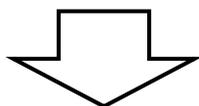
- 法律第15条第1項の規定により匿名化が行われた情報並びに第21条第5項及び第6項の規定により全国がん登録データベースに記録された情報をいう。
- 法律第15条第1項の規定による特定匿名化情報とは、がん登録等の推進に関する法律施行令第4条の規定により、がん罹患した者の原発性のがんについて初回の診断が行われた日から起算して100年後に匿名化が行われた情報であるため、全国がん登録情報等の利用と提供の開始時に厚生労働大臣が利用又は提供可能な特定匿名化情報とは、法律第21条第5項及び第6項の規定により全国がん登録データベースに記録された情報である（※）。

※参考資料2：様式第1号 全国がん登録情報及びその匿名化が行われた情報の管理リスト



## 全国がん登録情報の匿名化を行おうとするとき

- 法律第17条第1項の規定により特定匿名化情報を提供するためには、法律第21条第5項の規定による特定匿名化情報が、全国がん登録データベースに記録されている必要がある。
- 法律第21条第7項では、同条第5項の規定による匿名化を行おうとするときは、あらかじめ、法律第15条第2項に規定する合議制の機関の意見を聴かなければならないとされている。
- また、法律第23条第1項第2号において、法律第21条第5項に規定する権限及び事務は国立がん研究センターに委任されている。



法律第17条第1項の規定による特定匿名化情報の提供を行うには、あらかじめ、法律第21条第5項の規定による匿名化を行おうとするについて、本審議委員会の意見を聴かなければならない。



第11回厚生科学審議会がん登録部会において以下の考え方が示されている。

## <考え方>

- 全国がん登録においては、国立がん研究センターは、独立行政法人の一種である国立研究開発法人であることを踏まえ、原則、独立行政法人等の保有する個人情報保護に関する法律（平成15年法律第59号）及び、独立行政法人等の保有する個人情報保護に関する法律についてのガイドライン（独立行政法人等非識別加工情報編）における「非識別加工」と同等の加工基準により、「匿名化」を行うこととする。

# 「非識別加工」の加工基準

独立行政法人等の保有する個人情報の非識別加工基準によるがん登録情報の匿名加工の例

規則第10条		該当する全国がん登録情報	非識別加工の例
第1号	直接又は組合せで個人の特定が可能な情報	氏名 生年月日 診断時住所 死亡日	削除 年齢置き換え 市区町村置き換え 生死区分と生存期間置き換え
第2号	個人識別符号	診療録番号	削除
第3号	情報を相互に連結する符号	(全国・都道府県) 個人識別番号、提供時発行ID	削除
第4号	特異な記述等	(希な) がん種、年齢、行政区画、その他	個別に判断
第5号	個人情報ファイルの性質を踏まえたその他の措置	診断年月日、治療方法、生死、死因、その他	

※参考資料3：独立行政法人等の保有する個人情報保護に関する法律についてのガイドライン（独立行政法人等非識別加工情報編） 抄pp.9-16

- 2016年全国がん罹患数・率の報告の作成に必要な情報の範囲については、がん登録等の推進に関する法律（平成25年法律第111号）第21条第5項の規定により、提供の求めを受ける頻度が高いと見込まれることから、あらかじめ、全国がん登録情報の匿名化を行い、当該匿名化を行った情報を全国がん登録データベースに記録することが必要である。
- ついては、法第21条第7項の規定に基づき、匿名化を行うにあたり貴委員会の意見を聴くこととする。

## [申出番号 A2018-0001] 形式点検書

確認日 2018 年 12 月 5 日

確認者 国立がん研究センターがん対策情報センターがん登録センター

点検・審査事項	主な点検事項	チェック
(1) 情報の利用目的	・ 矛盾を証明するために、法第 17 条から第 21 条までに規定されている目的の調査研究である旨が分かる書類（研究計画書等）が添付されていること。	様式 3-1 号添付
	・ 第 21 条に規定されている目的の場合には、倫理審査委員会の進捗状況に関する記載があること。	非該当
(2) 全国がん登録情報又は都道府県がん情報が提供されることについての同意	・ 同意を得ていることが分かる書類が添付されていること。	非該当
	・ 附則第 2 条第 1 項に該当する調査研究の場合は、政令附則第 2 条第 3 項に該当する調査研究であること及び同意代替措置に関する指針に従った措置が講じられていることを判断できる書類が添付されていること。	非該当
(3) 情報を利用する者の範囲	・ 利用する登録情報及び調査研究方法と照らし、具体的な役割と、それに対応する者が全て含まれていること。	✓
	・ 署名又は記名押印した誓約書が添付されていること。	✓
(4) 利用する情報の範囲	・ 市町村等への提供及びにがんに係る調査研究を行う者への提供に係る申出の場合は、診断年次、地域、がんの種類、生存確認情報の必要性の有無、属性的範囲等が、記載されていること。	✓
(5) 利用する登録情報及び調査研究方法	・ 利用する登録情報と調査研究方法の関係が記載されていること。	✓
	・ 集計表の作成を目的とする調査研究の場合は、集計表の様式例案が添付されていること。	✓
	・ 統計分析を目的とする調査研究の場合は、実施を予定している統計分析手法並びに当該分析に利用する登録情報の関係が記載されていること。	非該当
(6) 利用期間	・ 法第 27 条又は第 32 条及び関連する政令に定める限度内であること。	✓

点検・審査事項	主な点検事項	チェック
(7) 利用場所、利用する環境、保管場所及び管理方法	・情報の利用場所について記載されていること。	✓
	・情報の利用場所の組織的、物理的及び技術的安全管理措置状況について記載されていること。	✓
	・情報の利用時の電子計算機等の物理的及び技術的安全管理措置状況について記載されていること。	✓
	・情報、中間生成物及び成果物を保存する媒体の種類及びその保管場所並びに保管場所の組織的、物理的及び技術的安全管理措置状況について記載されていること。	✓
(8) 調査研究成果の公表方法及び公表時期	・研究成果の公表予定時期が記載されていること。	✓
	・提供を受ける情報をそのまま公表する内容ではないこと。	✓
(9) 情報の利用後の処置	・利用後の廃棄に関して記載されていること。	✓



## 第1回全国がん登録情報提供等審議委員会 審議事項2について

国立研究開発法人国立がん研究センター  
がん対策情報センターがん登録センター

### 全国がん登録情報の提供の審査の方向性

全国がん登録 情報の提供マニュアル第2版（平成30年9月）別添

2

- 《審議会等》は、提供依頼申出者が提出する申出文書及びその他必要な書類が揃った上で、当該書類に基づいて、審査の方向性（※）に則り、情報の提供の可否について審査を行うものとする。  
※参考資料4：様式第5-2号〔申出番号A2018-0001〕審査報告書
- つまり、《審議会等》は、情報の利用目的及び必要性並びに情報の適切な取扱い等の観点を中心に、提供依頼申出者の申請が、法令に基づいた情報の提供及び利用に該当するか審査を行うものである（※）。
- 《審議会等》は、必要があると認める場合には、提供依頼申出者に対し、資料の追加・修正等を求めた上で、再度審査を行うことができる。

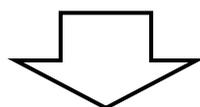
匿名化が行われた全国がん登録情報の利用規約

12. 成果の公表

（3）（1）の公表に当たっては、利用者は、原則、以下の①～⑤その他の適切な措置を講じることで、公表される調査研究の成果によって、特定の個人又は病院等が第三者に識別されないようにするものとする。ただし、個人の同意、市町村又は病院等の個別の了承がある場合又は、審議委員会が特に認める場合はこの限りではない。

② がん種別、年齢別、市町村別の単体又は他の登録情報と組み合わせによる集計値が、1件以上10件未満の場合は、原則として秘匿とすること。

全国がん登録情報項目		想定される少数例
性別	男性、女性、全体	女性の喉頭がん
診断時年齢	5歳階級別、100歳以上丸め	40歳未満の5歳階級
がん種（最小単位）	ICD-10 C00-C96及びD00-D47	C32（喉頭癌）



行政区画単位が「都道府県」までは、その他の項目との組み合わせ集計値が10未満（※）であっても、審議委員会が特に認める場合として、成果を公表することについて。

※参考資料5：全国がん罹患モニタリング集計2014年罹患数・率報告 pp.306

# 「レセプト情報等の提供に関する申出書」の審査スケジュールについて (平成30年度の予定)

「レセプト情報・特定健診等情報の提供に関するガイドライン」第5の7に基づき、平成30年度の審査スケジュールをお知らせします。

(平成30年2月2日現在)

審査月	申出に必要な提出書類一式の受付締切	審査結果の通知
平成30年6月	事前相談の上、平成30年4月27日(金)必着	審査後、1ヶ月前後で通知
平成30年9月	事前相談の上、平成30年7月27日(金)必着	同上
平成30年12月	事前相談の上、平成30年10月26日(金)必着	同上
平成31年3月	事前相談の上、平成31年1月25日(金)必着	同上

※本スケジュールは、今後の動向により変更になる場合があります。  
変更があった場合は厚生労働省ホームページにてお知らせします。

※事前相談や申出書の受付窓口は、事務処理を円滑に行うため受付窓口を外部委託する場合があります。  
外部委託する場合は厚生労働省ホームページにてお知らせします。

※審査結果の通知は、有識者会議(審査分科会)による申出書の審査結果を踏まえ、レセプト情報等の提供の可否を決定し、提供依頼申出者に対し文書により、提供の可否について通知します。

様式第1号（全国がん登録情報及びその匿名化が行われた情報の管理リスト関係）

2018年11月15日現在予定

情報名	罹患年次	情報確定年月日	定義情報等			提供可否/ 根拠
			データレイアウト	コード表	備考	
全国がん登録提供情報	2016年	2018年12月	有 (別紙1)	有	最終生存確認日は2016年12月31日	第17条、 第21条第 1項から 第3項

項目番号	項目名 (ヘッダ)	データ型	桁数 (Byte数)	備考 (※2: がん死亡者情報票のみの登録を含む)
1	行番号	数値型	10	ファイル内で1から連番
2	提供情報患者番号	数値型	8	ファイル内で新たに採番する患者番号
3	多重がん番号	数値型	2	0:多重がんなし 1以上:多重の順
4	集約性別	数値型	1	0:男女の診断 1:男の診断 2:女の診断
5	診断時年齢	数値型	3	集約診断日-集約生年月日にて算出、999:年齢不明
6	診断時年齢(小児用)	数値型	4	月齢、9999:年齢不明
7	集約診断時患者住所都道府県コード	文字列型	2	全国地方公共団体コード1~47、88:外国、99:不明
8	集約診断時患者住所保健所コード	数値型	2	※1コード定義を別途提供
9	集約診断時患者住所医療圏コード	数値型	2	※1コード定義を別途提供
10	集約診断時患者住所市区町村コード	文字列型	5	全国地方公共団体コード
11	集約診断時患者住所コード	文字列型	11	全国町字ファイルの住所コードに準ずる※1コード定義を別途提供
12	集約側性	数値型	1	1:右側 2:左側 3:両側 7:側性 9:不明
13	集約局在コード	文字列型	4	ICD-O-3 局在 (T) コードに準ずる
14	診断名 (和名)	文字列型	512	集約局在コードに対応する和名
15	集約形態コード	文字列型	4	ICD-O-3 形態 (M) コードに準ずる
16	集約性状コード	数値型	1	ICD-O-3 形態 (M) コードに準ずる
17	集約分化度	数値型	1	1:異型度Ⅰ 高分化 2:異型度Ⅱ 中分化 3:異型度Ⅲ 低分化 4:異型度Ⅳ 未分化 5:T細胞 6:B細胞 7:汎細胞 非T・非B 8:NK細胞 9:異型度または分化度・細胞型が未決定、未記載又は適用外
18	組織診断名 (和名)	文字列型	512	集約形態と性状コードの組み合わせに対応する和名
19	ICD-10コード	文字列型	4	
20	ICD-10 (和名)	文字列型	256	ICD-10コードに対応する和名
21	IARC-ICCC3コード (小児用がん分類)	文字列型	8	小児用がん用分類※1コード定義を別途提供
22	ICCC (英名)	文字列型	128	ICCCコードに対応する英名
23	集約診断根拠	数値型	1	0:死亡者情報票情報のみかつ診断根拠不明 1:原発巣の組織診 2:転移巣の組織診 3:細胞診 4:部位特異的腫瘍マーカー (AFP、HCG、VMA、免疫グロブリンの高値) 5:臨床検査 6:臨床診断 9:不明
24	診断年	文字列型	4	YYYY形式
25	集約診断日	文字列型	8	YYYYMMDD形式
26	集約診断日精度	数値型	1	0:完全な日付 1:閏年以外の2/29 2:日のみ不明 3:月を推定 4:月・日が不明 5:年を推定 9:日付なし
27	集約発見経緯	数値型	1	1:がん検診・健康診断・人間ドックでの発見例 3:他疾患の経過観察中の偶然発見 4:剖検発見 8:その他 9:不明※2

項目番号	項目名 (ヘッダ)	データ型	桁数 (Byte数)	備考 (※2: がん死亡者情報票のみの登録を含む)
28	集約進展度・治療前	数値型	3	400:上皮内 410:限局 420:所属リンパ節 430:隣接臓器浸潤 440:遠隔転移 777:該当せず 499:不明※2
29	集約進展度・術後病理学的	数値型	3	400:上皮内 410:限局 420:所属リンパ節 430:隣接臓器浸潤 440:遠隔転移 660:手術なし・術前治療後 777:該当せず 499:不明※2
30	集約進展度・総合	数値型	3	400:上皮内 410:限局 420:所属リンパ節 430:隣接臓器浸潤 440:遠隔転移 777:該当せず 499:不明※2
31	集約外科的治療の有無	数値型	1	1:有 2:無 9:施行の有無不明※2
32	集約鏡視下治療の有無	数値型	1	1:有 2:無 9:施行の有無不明※2
33	集約内視鏡的治療の有無	数値型	1	1:有 2:無 9:施行の有無不明※2
34	集約観血的 (外科的・鏡視下・内視鏡的) 治療の範囲	数値型	1	1:原発巣切除 4:姑息的な観血的治療 6:手術なし 9:不明※2
35	集約放射線療法の有無	数値型	1	1:有 2:無 9:施行の有無不明※2
36	集約化学療法の有無	数値型	1	1:有 2:無 9:施行の有無不明※2
37	集約内分泌療法の有無	数値型	1	1:有 2:無 9:施行の有無不明※2
38	集約その他治療の有無	数値型	1	1:有 2:無 9:施行の有無不明※2
39	集約初診病院コード	文字列型	5	全国がん登録独自コード※1コード定義を別途提供 初診: 届出情報の中から最も先に受診したと考えられる病院を選択
40	集約初診病院都道府県コード	文字列型	2	全国地方公共団体コード
41	集約初診病院保健所コード	数値型	2	※1コード定義を別途提供
42	集約初診病院医療圏コード	数値型	2	※1コード定義を別途提供
43	集約初診病院住所コード	文字列型	11	全国町字ファイルの住所コードに準ずる※1コード定義を別途提供
44	集約診断病院コード	文字列型	5	全国がん登録独自コード※1コード定義を別途提供 診断: 届出情報の中から「がん」の診断を確定したと考えられる病院を選択
45	集約診断時病院都道府県コード	文字列型	2	全国地方公共団体コード
46	集約診断病院保健所コード	数値型	2	※1コード定義を別途提供
47	集約診断病院医療圏コード	数値型	2	※1コード定義を別途提供
48	集約診断病院住所コード	文字列型	11	全国町字ファイルの住所コードに準ずる※1コード定義を別途提供
49	集約観血的治療病院コード	文字列型	5	全国がん登録独自コード※1コード定義を別途提供 観血的: 届出情報の外科的、体腔鏡的、内視鏡的治療のいずれか又は複数がある場合、外科的、体腔鏡的、内視鏡の優先順位で当該治療を実施したと考えられる病院を選択
50	集約観血的治療都道府県コード	文字列型	2	全国地方公共団体コード
51	集約観血的治療病院保健所コード	数値型	2	※1コード定義を別途提供
52	集約観血的治療病院医療圏コード	文字列型	2	※1コード定義を別途提供
53	集約観血的治療病院住所コード	文字列型	11	全国町字ファイルの住所コードに準ずる※1コード定義を別途提供
54	集約放射線治療病院コード	文字列型	5	全国がん登録独自コード※1コード定義を別途提供
55	集約放射線治療病院都道府県コード	文字列型	2	全国地方公共団体コード

項目番号	項目名 (ヘッド)	データ型	桁数 (Byte数)	備考 (※2: がん死亡者情報票のみの登録を含む)
56	集約放射線治療病院保健所コード	数値型	2	※1コード定義を別途提供
57	集約放射線治療病院医療圏コード	文字列型	2	※1コード定義を別途提供
58	集約放射線治療病院住所コード	文字列型	11	全国町字ファイルの住所コードに準ずる※1コード定義を別途提供
59	集約薬物治療病院コード	文字列型	5	全国がん登録独自コード※1コード定義を別途提供 薬物: 届出情報の化学療法、内分泌療法のいずれか又は複数がある場合、化学療法、内分泌療法の優先順位で当該治療を実施したと考えられる病院を選択
60	集約薬物治療病院都道府県コード	文字列型	2	全国地方公共団体コード
61	集約薬物治療病院保健所コード	数値型	2	※1コード定義を別途提供
62	集約薬物治療病院医療圏コード	文字列型	2	※1コード定義を別途提供
63	集約薬物治療病院住所コード	文字列型	11	全国町字ファイルの住所コードに準ずる※1コード定義を別途提供
64	原死因	文字列型	4	ICD-10コード
65	原死因 (和名)	文字列型	256	原死因ががんの範囲のとき、ICD-10コードに対応する和名
66	生死区分	数値型	1	0:生存 1:死亡
67	死亡日/最終生存確認日資料源	文字列型	1	C: がん死亡者情報票、NC: がん以外の死亡者情報票、R: 届出情報
68	生存期間 (日)	数値型	4	集約死亡日又は年次確定の最終生存確認日-集約診断日にて算出、0-9999
69	DCI区分	数値型	1	1:DCIである 2:DCIでない DCI: DCO+ 遡り調査で「がん」の届出
70	DCO区分	数値型	1	1:DCOである 2:DCOでない DCO: 死亡者情報票のみで登録された「がん」
71	患者異動動向	数値型	1	入力都道府県と診断時住所の都道府県が、 1:すべて同一 2:すべて異なる 3:一つでも異なる
72	患者受療動向	数値型	1	入力都道府県と診断時住所の都道府県が、 1:すべて一致 2:不一致を含む
73	統計対象区分	数値型	1	WHO多重がん規則に基づく 1:統計対象である 2:統計対象ではない
74	生存率集計対象区分	数値型	1	0:生存率集計対象外 (統計対象区分が2又はDCO区分が1) 1:生存率集計対象 (性状コードが3で多重がん番号が最小) 2:生存率集計対象 (1を除く第一がんを問わず性状3のもの) 3:生存率集計対象追加候補① (第一がんの性状0~2) 4:生存率集計対象追加候補② (第一がんを含まない性状0~2)
75	集計用市区町村コード	文字列型	5	集約患者診断時住所市区町村コードを、別途定義する定義テーブルによって、任意の年に存在する市区町村コードに置き換えたコード

## 3 独立行政法人等が独立行政法人等非識別加工情報を取り扱う場合に遵守すべき義務

### 3-1 独立行政法人等非識別加工情報の取扱いに係る義務の考え方

法第4章の2においては、独立行政法人等非識別加工情報を作成する独立行政法人等が、独立行政法人等非識別加工情報を取り扱う場合に遵守すべき義務を規定している。

#### 【独立行政法人等非識別加工情報を作成する独立行政法人等が遵守する義務】

- (1) 独立行政法人等非識別加工情報を作成するときは、適正な加工を行わなければならない。(法第44条の10第1項) <3-2(独立行政法人等非識別加工情報の適正な加工) 参照>
- (2) 独立行政法人等から独立行政法人等非識別加工情報の作成の委託を受けた者が受託した業務を行う場合は(1)を準用する。(法第44条の10第2項) <3-2(独立行政法人等非識別加工情報の適正な加工) 参照>
- (3) 独立行政法人等非識別加工情報を作成したときは、独立行政法人等非識別加工情報等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。(法第44条の15第1項) <3-3(独立行政法人等非識別加工情報等の安全確保の措置) 参照>
- (4) 独立行政法人等から独立行政法人等非識別加工情報等の取扱いの委託を受けた者が受託した業務を行う場合は(3)を準用する。(法第44条の15第2項) <3-3(独立行政法人等非識別加工情報等の安全確保の措置) 参照>

### 3-2 独立行政法人等非識別加工情報の適正な加工 (法第44条の10関係)

#### 法第44条の10

- 1 独立行政法人等は、独立行政法人等非識別加工情報を作成するときは、特定の個人を識別することができないように及びその作成に用いる保有個人情報をも復元することができないようにするために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、当該保有個人情報を加工しなければならない。
- 2 前項の規定は、独立行政法人等から独立行政法人等非識別加工情報の作成の委託を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

#### 規則第10条

法第44条の10第1項の個人情報保護委員会規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 保有個人情報に含まれる特定の個人を識別することができる記述等の全部又は一部を削除すること(当該全部又は一部の記述等を復元することのできる規則性

を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)

- (2) 保有個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)
- (3) 保有個人情報と当該保有個人情報に措置を講じて得られる情報とを連結する符号（現に独立行政法人等において取り扱う情報を相互に連結する符号に限る。）を削除すること（当該符号を復元することのできる規則性を有しない方法により当該保有個人情報と当該保有個人情報に措置を講じて得られる情報を連結することができない符号に置き換えることを含む。)
- (4) 特異な記述等を削除すること（当該特異な記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)
- (5) 前各号に掲げる措置のほか、保有個人情報に含まれる記述等と当該保有個人情報を含む保有個人情報ファイルを構成する他の保有個人情報に含まれる記述等との差異その他の当該保有個人情報ファイルの性質を勘案し、その結果を踏まえて適切な措置を講ずること。

独立行政法人等は、独立行政法人等非識別加工情報（独立行政法人等非識別加工情報ファイルを構成するものに限る。以下同じ。）を作成するときは、特定の個人を識別できないように、かつ、その作成に用いる保有個人情報を復元できないようにするために、規則第 10 条各号に定める基準に従って、当該保有個人情報を加工しなければならない。なお、「個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、当該保有個人情報を加工」するためには、加工する情報の性質に応じて、規則第 10 条各号に定める加工基準を満たす必要がある。

また、独立行政法人等から独立行政法人等非識別加工情報の作成の委託を受けた者が受託した業務を行う場合、当該受託者にもこれを準用する。

### 3-2-1 特定の個人を識別することができる記述等の削除

#### 規則第 10 条（第 1 号）

- (1) 保有個人情報に含まれる特定の個人を識別することができる記述等の全部又は一部を削除すること（当該全部又は一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)

独立行政法人等が取り扱う保有個人情報には、一般に、氏名、住所、生年月日、性別の他、様々な個人に関する記述等が含まれている。これらの記述等は、氏名のようにその情報単体で特定の個人を識別することができるもののほか、住所、生年月日など、これらの記述等が合わさることによって特定の個人を識別することができるものもある。このような特定の

個人を識別できる記述等から全部又はその一部を削除するあるいは他の記述等に置き換えることによって、特定の個人を識別することができないよう加工しなければならない。

なお、他の記述等に置き換える場合は、元の記述等を復元できる規則性を有しない方法でなければならない(※)。例えば、生年月日の情報を生年の情報に置き換える場合のように、元の記述等をより抽象的な記述に置き換えることも考えられる。

#### 【想定される加工の事例】

- 事例 1) 氏名、住所、生年月日が含まれる保有個人情報を加工する場合に次の 1 から 3 までの措置を講ずる。
- 1) 氏名を削除する。
  - 2) 住所を削除する。又は、〇〇県△△市に置き換える。
  - 3) 生年月日を削除する。又は、日を削除し、生年月に置き換える。
- 事例 2) 氏名、住所、電話番号が含まれる保有個人情報を加工する場合に次の 1、2 の措置を講ずる。
- 1) 氏名、電話番号を削除する。
  - 2) 住所を削除する。又は、〇〇県△△市に置き換える。

(※) 仮 ID を付す場合には、元の記述を復元することのできる規則性を有しない方法でなければならない。

例えば、仮にハッシュ関数等を用いて氏名・住所・連絡先のように個々人に固有の記述等から仮 ID を生成しようとする際、元の記述に同じ関数を単純に用いると元となる記述等を復元することができる規則性を有することとなる可能性がある場合には、元の記述（例えば、氏名＋連絡先）に乱数等の他の記述を加えた上でハッシュ関数等を用いるなどの手法を検討することが考えられる。なお、同じ乱数等の他の記述等を加えた上でハッシュ関数等を用いるなどの手法を用いる場合には、乱数等の他の記述等を通じて復元することができる規則性を有することとならないように、事業者ごとに組み合わせる記述等を変更し、定期的に変更するなどの措置を講ずることが望ましい。

### 3-2-2 個人識別符号の削除

#### 規則第 10 条（第 2 号）

- (2) 保有個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

加工対象となる保有個人情報が、個人識別符号を含む情報であるときは、当該個人識別符号単体で特定の個人を識別できるため、当該個人識別符号の全部を削除又は他の記述等へ置き換えて、特定の個人を識別できないようにしなければならない。

なお、他の記述等に置き換える場合は、元の記述等を復元できる規則性を有しない方法による必要がある。

#### （参考）個人識別符号の概要

個人識別符号とは、その情報単体から特定の個人を識別することができるものとして独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成 15 年政令第 549 号。以下「政令」という。）で定めるものをいい、次のいずれかに該当するものである。

#### (1) 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した符号

- ・ 生体情報（DNA、顔、虹彩、声紋、歩行の態様、手指の静脈、指紋・掌紋）をデジタルデータに変換したもののうち、特定の個人を識別するに足りるものとして規則で定める基準に適合するもの 【政令第 1 条第 1 号、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律施行規則（平成 29 年総務省令第 20 号。以下「総務省令」という。）第 2 条】

#### (2) 対象者ごとに異なるものとなるように役務の利用、商品の購入又は書類に付される符号

- ・ 旅券番号、基礎年金番号、免許証番号、住民票コード、マイナンバー、各種保険証の番号等の公的機関が割り振る番号 【政令第 1 条第 2 号～第 8 号、総務省令第 3 条及び第 4 条】

### 3-2-3 情報を相互に連結する符号の削除

#### 規則第 10 条（第 3 号）

- (3) 保有個人情報と当該保有個人情報に措置を講じて得られる情報を連結する符号（現に独立行政法人等において取り扱う情報を相互に連結する符号に限る。）を削除すること（当該符号を復元することのできる規則性を有しない方法により当該保有個人情報と当該保有個人情報に措置を講じて得られる情報を連結することが

できない符号に置き換えることを含む。)

独立行政法人等が加工対象となる保有個人情報を取り扱う上で、例えば、安全確保の観点から取得した保有個人情報を分散管理等しようとするために、当該保有個人情報を分割あるいは全部又は一部を複製等した上で、当該保有個人情報に措置を講じて得られる情報を保有個人情報と相互に連結するための符号として ID 等を付することが考えられる。このような ID は、保有個人情報と当該保有個人情報に措置を講じて得られる情報を連結するために用いられるものであり、特定の個人の識別又は元の保有個人情報の復元につながり得ることから、加工対象となる保有個人情報から削除又は他の符号への置き換えを行わなければならない。

保有個人情報と当該保有個人情報に措置を講じて得られる情報を連結する符号のうち、「現に独立行政法人等において取り扱う情報(※1)を相互に連結する符号」がここでの加工対象となる。具体的には、ここで対象となる符号は、独立行政法人等非識別加工情報を作成しようとする時点において、実際に取り扱う情報を相互に連結するように利用されているものが該当する。例えば、分散管理のための ID として実際に使われているものであれば、管理用に附番された ID あるいは電話番号等もこれに該当する。

なお、他の符号に置き換える場合は、元の符号を復元できる規則性を有しない方法で行わなければならない。

#### 【想定される加工の事例】

- 事例 1) 個人情報ファイルの情報について、氏名等の基本的な情報とその他の情報を分散管理し、それらを管理用 ID を付すことにより連結している場合、その管理用 ID を削除する。
- 事例 2) 委託先へ保有個人情報の一部を提供する際に利用するために、管理用 ID を付すことにより元の保有個人情報と提供用に作成した情報を連結している場合、当該管理用 ID を仮 ID (※2) に置き換える。

(※1) 「現に独立行政法人等において取り扱う情報」とは、独立行政法人等非識別加工情報を作成する時点において取り扱われている情報のことを指し、これから作成する独立行政法人等非識別加工情報は含まれない。

(※2) 仮 ID を付す際の注意点については、3-2-1 (特定の個人を識別することができる記述等の削除) の (※) を参照のこと。

### 3-2-4 特異な記述等の削除

#### 規則第 10 条（第 4 号）

- (4) 特異な記述等を削除すること（当該特異な記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

一般的にみて、珍しい事実に関する記述等又は他の個人と著しい差異が認められる記述等については、特定の個人の識別又は元の保有個人情報の復元につながるおそれがあるものである。そのため、独立行政法人等非識別加工情報を作成するに当たっては、特異な記述等について削除又は他の記述等への置き換えを行わなければならない。

ここでいう「特異な記述等」とは、特異であるがために特定の個人を識別できる記述等に至り得るものを指すものであり、他の個人と異なるものであっても特定の個人の識別にはつながり得ないものは該当しない。実際にどのような記述等が特異であるかどうかは、情報の性質等を勘案して、個別の事例ごとに客観的に判断する必要がある。

他の記述等に置き換える場合は、元の記述等を復元できる規則性を有しない方法による必要がある。例えば、特異な記述等をより一般的な記述等に置き換える方法もあり得る。

なお、規則第 10 条第 4 号の対象には、一般的なあらゆる場面において特異であると社会通念上認められる記述等が該当する。他方、加工対象となる保有個人情報に含まれる記述等と当該保有個人情報を含む個人情報ファイルを構成する他の保有個人情報に含まれる記述等とで著しい差異がある場合など個人情報ファイルの性質によるものは同条第 5 号において必要な措置が求められることとなる。

#### 【想定される加工の事例】

- 事例 1) 特殊な世帯（子どもが 10 人以上等）に関する情報を削除する。  
事例 2) 年齢が「116 歳」という情報を「90 歳以上」に置き換える。

### 3-2-5 個人情報ファイルの性質を踏まえたその他の措置

#### 規則第 10 条（第 5 号）

- (5) 前各号に掲げる措置のほか、保有個人情報に含まれる記述等と当該保有個人情報を含む個人情報ファイルを構成する他の個人情報に含まれる記述等との差異その他の当該個人情報ファイルの性質を勘案し、その結果を踏まえて適切な措置を講ずること。

独立行政法人等非識別加工情報を作成する際には、規則第 10 条第 1 号から第 4 号までの措置をまず講ずることで、特定の個人を識別できず、かつ当該保有個人情報に復元できない

ものとする必要がある。

しかしながら、加工対象となる保有個人情報に含まれる記述等と当該保有個人情報を含む個人情報ファイルを構成する他の保有個人情報に含まれる記述等とで著しい差異がある場合など、加工の元となる個人情報ファイルの性質によっては、規則第10条第1号から第4号までの加工を施した情報であっても、一般的にみて、特定の個人を識別することが可能である状態あるいは元の保有個人情報を復元できる状態のままであるといえる場合もあり得る。そのような場合に対応するため、上記の措置のほかに必要となる措置がないかどうか勘案し、必要に応じて、別表1（独立行政法人等非識別加工情報の加工に係る手法例）の手法などにより、適切な措置を講じなければならない。

なお、加工対象となる個人情報ファイルの性質によって加工の対象及び加工の程度は変わり得るため、どの情報をどの程度加工する必要があるかは、加工対象となる個人情報ファイルの性質も勘案して個別具体的に判断する必要がある。

特に、個人情報ファイルにおいて反復して行われる行動に関する情報が含まれる場合には、これが蓄積されることにより、個人の行動習慣が分かるような場合があり得る。そのような情報のうち、その情報単体では特定の個人が識別できるとは言えないものであっても、蓄積されたこと等によって特定の個人の識別又は元の保有個人情報の復元につながるおそれがある部分については、適切な加工を行わなければならない。

#### 【想定される加工の事例】

- 事例1) 移動履歴を含む個人情報ファイルを加工の対象とする場合において、自宅や職場などの所在が推定できる位置情報が含まれており、特定の個人の識別又は元の保有個人情報の復元につながるおそれがある場合に、推定につながり得る所定範囲の位置情報を削除する。（項目削除／レコード削除／セル削除）
- 事例2) ある行政機関から指定試験機関として指定を受けた独立行政法人等がある一定要件を満たす者に限って合格者として特別に認定した履歴を含む個人情報ファイルを加工の対象とする場合において、当該認定した者の認定更新等の履歴が含まれており、特定の個人の識別又は元の保有個人情報の復元につながるおそれがある場合に、具体的な試験情報（試験の種類）を広く〇〇試験というカテゴリーに置き換える。（一般化）
- 事例3) 小学校の身体検査の情報を含む個人情報ファイルを加工の対象とする場合において、ある児童の身長が170cmという他の児童と比べて差異が大きい情報があり、特定の個人の識別又は元の個人情報の復元につながるおそれがある場合に、身長が150cm以上の情報について「150cm以上」という情報に置き換える。（トップコーディング）

(別表1) 独立行政法人等非識別加工情報の加工に係る手法例 (※)

手法名	解説
項目削除／レコード削除／セル削除	加工対象となる個人情報ファイルに含まれる保有個人情報の記述等を削除するもの。 例えば、年齢のデータを全ての個人情報から削除すること（項目削除）、特定の個人の情報を全て削除すること（レコード削除）、又は特定の個人の年齢のデータを削除すること（セル削除）。
一般化	加工対象となる情報に含まれる記述等について、上位概念若しくは数値に置き換えること又は数値を四捨五入などして丸めることとするもの。 例えば、電気工事主任者のデータで「認定制度による第一種から第三種までの電気工事主任者」を「電気工事主任者」に置き換えること。
トップ（ボトム）コーディング	加工対象となる個人情報ファイルに含まれる数値に対して、特に大きい又は小さい数値をまとめることとするもの。 例えば、年齢に関するデータで、80歳以上の数値データを「80歳以上」というデータにまとめること。
マイクロアグリゲーション	加工対象となる個人情報ファイルを構成する保有個人情報をグループ化した後、グループの代表的な記述等に置き換えることとするもの。
データ交換（スワップ）	加工対象となる個人情報ファイルを構成する保有個人情報相互に含まれる記述等を（確率的に）入れ替えることとするもの。
ノイズ（誤差）付加	一定の分布に従った乱数的な数値を付加することにより、他の任意の数値へと置き換えることとするもの。
疑似データ生成	人工的な合成データを作成し、これを加工対象となる個人情報ファイルに含ませることとするもの。

(※) 独立行政法人等非識別加工情報の作成に当たっての一般的な加工手法を例示したものであり、その他の手法を用いて適切に加工することを妨げるものではない。

[申出番号 A2018-0001] 審査報告書

確認日 2018年12月 日

全国がん登録情報提供等審議委員会

審査事項	審査の方向性	チェック	備考
(1) 情報の利用目的及び必要性	・法の趣旨及び目的に沿ったものであるか。(がん医療の質の向上、国民に対するがんに係る情報の提供の充実又は科学的知見に基づくがん対策の実施に資する研究か等)		
(2) 全国がん登録情報又は都道府県がん情報が提供されることについての同意	非該当		
(3) 情報を利用する者の範囲	・全ての利用者の役割が明確かつ妥当で、不要な者が含まれていないか。 ・調査研究の一部を委託する場合、その内容及び必要性が合理的か。		
(4) 利用する情報の範囲	・利用する情報の範囲が、調査研究の目的とする成果を得るために妥当で、不要な情報が含まれていないか。		
(5) 利用する登録情報及び調査研究方法	・提供可能な情報であるか。 ・利用する情報及び調査研究方法が、目的、調査研究の内容から判断して妥当かつ必要な限度であるか。 ・情報の利用に合理性があり、他の情報では調査研究目的が達成できないものであるか。 ・調査研究の目的が、特定の個人、特定の病院等、特定の市町村の識別を目的とするものではないこと。		
(6) 利用期間	・調査研究内容から見て、整合的かつ必要な限度か。		

様式第 5-2 号 (審査報告書)

審査事項	審査の方向性	チェック	備考
(7) 利用場所、利用する環境、保管場所及び管理方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の安全管理措置に示された措置が全て講じられているか。</li> </ul>		
(8) 結果の公表方法及び公表時期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調査研究方法と調査研究成果の公表方法と公表時期が整合的であるか。</li> <li>・国民に還元される方法で、公表予定であるか。</li> </ul>		
(9) 情報の利用後の処置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の安全管理措置に示された措置が全て講じられているか。</li> </ul>		
(10) その他			

喉頭 C32

死亡数、罹患数、年齢調整死亡率（人口10万対）及び年齢調整罹患率（人口10万対）；  
都道府県別、性別 2014年

喉頭（C32）

地域	男						女						登録 精度*2
	死亡数	粗死亡率	年齢調整 死亡率*1	罹患数	粗罹患率	年齢調整 罹患率*1	死亡数	粗死亡率	年齢調整 死亡率*1	罹患数	粗罹患率	年齢調整 罹患率*1	
全国	906	1.5	0.7	4798	7.8	4.1	70	0.1	0.0	357	0.5	0.3	
北海道	54	2.1	1.0	239	9.4	4.5	1	0.0	0.0	20	0.7	0.3	*
青森県	19	3.1	1.2	78	12.7	6.3	2	0.3	0.1	6	0.9	0.5	*
岩手県	10	1.7	0.7	41	6.8	3.1	3	0.5	0.1	2	0.3	0.0	*
宮城県	14	1.3	0.6	83	7.4	4.1	4	0.3	0.1	6	0.5	0.2	*
秋田県	14	2.9	0.8	49	10.2	4.2	1	0.2	0.0	3	0.5	0.1	*
山形県	11	2.1	0.6	40	7.4	3.7	0	0.0	0.0	4	0.7	0.3	*
福島県	16	1.7	0.6	69	7.3	3.6	2	0.2	0.1	1	0.1	0.1	*
茨城県	18	1.2	0.5	94	6.4	3.2	2	0.1	0.1	9	0.6	0.4	*
栃木県	16	1.6	0.7	78	7.9	4.2	1	0.1	0.0	3	0.3	0.1	*
群馬県	20	2.1	0.9	85	8.7	4.2	0	0.0	0.0	7	0.7	0.3	*
埼玉県	33	0.9	0.5	184	5.1	2.8	1	0.0	0.0	12	0.3	0.2	*
千葉県	33	1.1	0.5	245	7.8	4.1	3	0.1	0.0	18	0.6	0.3	*
東京都	90	1.4	0.8	452	6.8	4.2	7	0.1	0.1	41	0.6	0.3	†
神奈川県	51	1.1	0.6	257	5.6	3.1	5	0.1	0.0	20	0.4	0.2	*
新潟県	21	1.9	0.8	127	11.4	5.7	1	0.1	0.0	6	0.5	0.3	*
富山県	15	2.9	0.9	60	11.7	5.4	0	0.0	0.0	5	0.9	0.4	†
石川県	12	2.2	0.8	55	9.8	5.2	2	0.3	0.1	2	0.3	0.1	*
福井県	7	1.9	1.2	28	7.4	3.9	1	0.2	0.0	3	0.7	0.3	*
山梨県	7	1.7	0.8	33	8.0	3.7	0	0.0	0.0	2	0.5	0.3	†
長野県	18	1.8	0.7	70	6.9	3.0	1	0.1	0.0	6	0.6	0.2	*
岐阜県	11	1.1	0.4	76	7.7	3.9	1	0.1	0.0	6	0.6	0.3	*
静岡県	21	1.2	0.5	156	8.5	4.3	0	0.0	0.0	9	0.5	0.2	*
愛知県	46	1.3	0.6	233	6.3	3.6	4	0.1	0.1	19	0.5	0.3	*
三重県	15	1.7	0.8	71	8.0	3.8	1	0.1	0.0	4	0.4	0.2	*
滋賀県	3	0.4	0.2	49	7.0	3.8	1	0.1	0.0	1	0.1	0.0	*
京都府	25	2.0	0.9	108	8.6	4.5	2	0.1	0.0	13	1.0	0.5	†
大阪府	46	1.1	0.5	385	9.0	5.1	4	0.1	0.0	30	0.7	0.3	*
兵庫県	38	1.5	0.6	219	8.3	4.4	4	0.1	0.0	21	0.7	0.3	†
奈良県	7	1.1	0.4	46	7.1	3.5	2	0.3	0.2	6	0.8	0.5	*
和歌山県	7	1.5	0.7	48	10.6	4.5	1	0.2	0.0	7	1.4	0.7	*
鳥取県	6	2.2	0.8	26	9.6	5.0	1	0.3	0.1	2	0.7	0.4	*
島根県	5	1.5	0.6	29	8.7	4.0	0	0.0	0.0	1	0.3	0.2	*
岡山県	14	1.5	0.6	86	9.3	4.7	0	0.0	0.0	4	0.4	0.2	*
広島県	15	1.1	0.6	101	7.4	3.7	3	0.2	0.1	8	0.5	0.4	*
山口県	15	2.3	1.0	76	11.4	4.9	0	0.0	0.0	3	0.4	0.2	*
徳島県	10	2.8	1.3	38	10.5	5.1	0	0.0	0.0	3	0.7	0.3	*
香川県	5	1.1	0.4	38	8.1	4.2	0	0.0	0.0	2	0.4	0.1	*
愛媛県	18	2.8	1.0	65	9.9	4.4	0	0.0	0.0	4	0.5	0.2	*
高知県	3	0.9	0.4	41	11.9	5.8	0	0.0	0.0	2	0.5	0.3	*
福岡県	38	1.6	0.8	202	8.5	5.0	5	0.2	0.1	13	0.5	0.3	*
佐賀県	11	2.8	1.0	31	7.9	4.4	1	0.2	0.1	4	0.9	0.4	†
長崎県	10	1.6	0.6	54	8.4	3.8	2	0.3	0.1	3	0.4	0.3	*
熊本県	9	1.1	0.6	72	8.6	4.5	1	0.1	0.0	7	0.7	0.5	*
大分県	12	2.2	0.6	53	9.5	4.5	0	0.0	0.0	4	0.6	0.2	*
宮崎県	9	1.7	0.8	34	6.5	3.1	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	†
鹿児島県	14	1.8	0.7	52	6.7	3.1	0	0.0	0.0	3	0.3	0.2	*
沖縄県	14	2.0	1.1	42	6.1	3.7	0	0.0	0.0	2	0.3	0.2	*